

## 手延べ干しめんについての生産行程管理者の認定の技術的基準

制 定 平成16年 8 月 4 日 農林水産省告示第1468号  
改 正 平成18年 2 月22日 農林水産省告示第 186号  
最終改正 平成21年 4 月 9 日 農林水産省告示第 491号

### 一 生産及び保管に係る施設

#### 1 生産に係る施設

生産行程に係る施設が、手延べ干しめんの日本農林規格（平成16年6月18日農林水産省告示第1189号。以下「日本農林規格」という。）第3条に規定する生産の方法についての基準に従い管理を行うのに支障のない広さ及び構造であること。

#### 2 保管に係る施設

日本農林規格に従って生産された手延べ干しめんを、他の手延べ干しめんと区別して保管するのに支障のない広さ及び構造であること。

### 二 生産行程の管理又は把握の実施方法

#### 1 三の2に規定する生産行程管理責任者に、次に掲げる職務を行わせること。

- (1) 生産行程の管理（外注管理（生産行程の管理の一部を外部の者に行わせることをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）又は把握に関する計画の立案及び推進
- (2) 生産行程の管理において外注管理を行う場合にあっては、外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進
- (3) 内部規定の制定、確認及び改廃についての統括
- (4) 従業員に対する生産行程の管理に関する教育訓練の推進
- (5) 生産行程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導又は助言

#### 2 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。

- (1) 小麦粉に対する食塩水の配合割合に関する事項
- (2) 手作業の工程に関する事項
- (3) 熟成期間に関する事項
- (4) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認定機関（登録認定機関又は登録外国認定機関をいう。以下同じ。）への通知に関する事項
- (5) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

#### 3 内部規程に基づいて生産行程の管理又は把握を適切に行い、その管理又は把握の記録及び当該記録の根拠となる書類を当該記録の作成の日から3年以上保持すること。

#### 4 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。

### 三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数

#### 1 生産行程管理担当者の資格及び人数

生産行程管理担当者として、次のいずれかに該当する者であって、適正な生産行程の管理又は把握を行うものが1人以上置かれていること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校以上の学校で食品に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、食品の生産、生産の指導又は試験研究に1年以上従事した経験を有するもの
- (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、食品の生産、生産の指導又は試験研究に2年以上従事した経験を有するもの
- (3) 食品の生産、生産の指導又は試験研究に3年以上従事した経験を有する者

#### 2 生産行程管理責任者

- (1) 生産行程管理担当者が1人置かれている場合には、その者が生産行程管理責任者として、認定機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において手延べ干しめんの生産行程の管理又は把握に関する課程を修了していること。

- (2) 生産行程管理担当者が複数置かれている場合には、生産行程管理責任者として、生産行程管理担当者の中から、講習会において手延べ干しめんの生産行程の管理又は把握に関する課程を修了したものが1人選任されていること。

#### 四 格付の実施方法

- 1 次に掲げる事項について、格付に関する規程（以下「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。
  - (1) 生産行程についての検査に関する事項
  - (2) 格付の表示に関する事項
  - (3) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
  - (4) 記録の作成及び保存に関する事項
  - (5) 認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
- 2 格付規程に基づいて格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付されることが確実に認められること。

#### 五 格付を担当する者の資格及び人数

- 1 格付担当者の資格及び人数  
格付担当者として、三の1の(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当する者であって、講習会において手延べ干しめんに係る格付に関する課程を修了したものが1人以上置かれていること。
- 2 格付責任者  
格付担当者が複数置かれている場合には、格付責任者として1人選任されていること。

附 則（平成16年8月4日農林水産省告示第1468号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月22日農林水産省告示第186号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成18年3月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第67号。以下「改正法」という。）の施行の際現に旧認定製造業者（改正法附則第6条第1項に規定する旧認定製造業者をいう。）、旧認定生産行程管理者（改正法附則第6条第2項に規定する旧認定生産行程管理者をいう。）、旧認定小分け業者（改正法附則第7条第1項に規定する旧認定小分け業者をいう。）、旧認定輸入業者（改正法附則第8条第1項に規定する旧認定輸入業者をいう。）、旧認定外国製造業者（改正法附則第12条第1項に規定する旧認定外国製造業者をいう。）、旧認定外国生産行程管理者（改正法附則第12条第2項に規定する旧認定外国生産行程管理者をいう。）又は旧認定外国小分け業者（改正法附則第13条第1項に規定する旧認定外国小分け業者をいう。）が、改正法附則第6条第1項若しくは第2項、第7条第1項、第8条第1項、第12条第1項若しくは第2項又は第13条第1項の規定に基づき格付を行う場合については、なお従前の例による。

附 則（平成21年4月9日農林水産省告示第491号）

手延べ干しめんの日本農林規格の一部を改正する件（平成21年4月9日農林水産省告示第486号）附則の規定に基づき格付を行う場合における手延べ干しめんについての生産行程管理者の認定の技術的基準については、なお従前の例による。

（最終改正の施行期日）

平成21年4月9日農林水産省告示第491号については、平成21年5月9日から施行する。